

【総説】

明治期の看護教育における口腔衛生教育

Nursing Education of Oral Health Care in Meiji Era

梶原恭子 福岡看護大学 看護学部看護学科 健康支援看護部門

抄 錄

【目的】明治期における看護教科書から、口腔衛生についての教育内容を明らかにする。

【研究方法】歴史資料、文献を主な方法として考察を進める。

【結果】明治期における看護技術に関する書物の中から①看護心得②普通看病學③看護學教程④實地看護法⑤甲種看護教程を史料として口腔ケアに関する部分を取り出した。

【考察】看護学における口腔ケアは、日常生活援助の中の一項目として発展してきたが、その教育を歴史的にみると看護技術としての口腔ケアの教育内容について著した書物は少ない。今回、明治期に発行された①看護心得②普通看病學③看護學教程④實地看護法⑤甲種看護教程を史料として口腔ケアに関する内容を明らかにした。我が国における系統的な看護教育が開始されたのは 1885 (明治 18) 年であるが、史料の大部分は明治 28 年以降であり、そのほとんどが医師の手によるものである。又、明治期は特にコレラ、腸チフスなどの急性伝染病が大流行した時期でもある。こうした社会的情勢を背景として看護技術も発展しており、この時期の看護教科書に取り入れられた口腔ケアは、病室内の環境として述べられているものが多く、また、1910 (明治 43) 年に初めて口腔ケアの方法、食後のうがいや歯磨きについて記載されていた。

キーワード：看護技術教育 口腔衛生 口腔ケア 明治期

緒 言

看護学における口腔ケアは、日常生活援助の中の清潔ケアとしての一項目として発展してきた。近年、口腔の健康が全身の健康と大きく関わっていることが明らかになり、口腔衛生管理はますます重要性を帯びている。しかし歴史的にみると、看護技術としての口腔衛生に対する教育がいかになされてきたかを著した書物は少ない。我が国における系統的な看護教育の開始は 1885 (明治 18) 年であるが、歯を磨くという習慣そのものは古代から

あり、仏教とともに中国から伝わったといわれる¹⁾。釈迦は、弟子に対して仏前で読経する前に、手を洗い、歯木といわれる菩提樹の小枝を用いて歯を清掃することを指導した¹⁾。その際、歯磨きの利点として「口臭を除く」「食べ物の味が良くなる」「口の中の熱を除く」「痰を除く」「目が良くなる」という 5 項目を挙げた²⁾と言われるが、この場合、仏前での読経前であり、清めるという意味合いが強かったと推察できる。日本においても神事に携わる者や神社詣でをする一般庶民が神社詣で

をする際に、手水舎において手を清め（からだの外を清める）、口を漱ぐ（からだの内部を清める）という起源は神道に由来するといわれその歴史は古代にまで及ぶ¹⁾。しかし、このような口腔ケアの重要性を広く知らしめた一般書や看護書は見当たらない。

1852（天保元）年に平野重誠³⁾は日本初の家庭医学の書といわれる「病家須知」を著した。本書の病家心得草二に、「虫歯の痛みが長い間続き治らないものに習慣のように口を漱ぐように」という記載がある。又、「日常的に熱いものを好むものは病気を起こしやすく、歯も失いやすい」と日常生活における注意点として述べており、本書が家庭医学書と位置づけられるように、庶民でもわかりやすい文章となっている。しかし、この頃、全ての庶民が本書を手にすることは不可能と推測される。

歯科医療の観点から見ると、長崎歯科医師会「歯科の歴史博物館」¹⁾によれば、我が国最古の法令である大宝律令（701年）や養老律令（701年）の「医疾令」に定められた医学生の教育内容の中に、耳目口歯と一つの科として取り扱われた記録がある¹⁾。平安末期に入りいわゆる、うがいが行われるようになったが、歯科治療に関しては貴族のみに許されたものであった¹⁾。江戸時代に入り、房楊枝と言われる歯ブラシが使用されるようになり、この頃から一般市民も歯科治療が受けられるようになった。明治時代に入って、海外から歯科医師が渡来するようになり、日本に近代歯科医療が広まり¹⁾、さらに、1874（明治7）年には医事行政の方針を示す医制が発布され、その翌年には専門医としての「口中科院」の記載がある⁴⁾。この後、日本歯科医学会の設立（1902（明治35）年）など歯科の領域では目を見張るほどの発展がみられた⁴⁾。鈴木（2016）はこの頃に発行された看護書は「近代看護の草創期にあたる明治20年頃までは、職業看護婦の仕事という側面ではなく、発熱患者に口腔清潔として口を漱ぐことなど、家庭看護という側面で役に立つように書かれていた」と

述べている³⁾。この時代から、日常生活中の口腔衛生に対するケアの方法は、日常生活の援助を行う看護師にとって欠かせないケアの一つであったことは明白である。

ここでは特に、明治時代に書かれた看護教育に関する書物から、口腔衛生に関する教育内容を取り出しその内容について考察する。書物の内容については、ここでは、できる限り原書のままの仮名遣い、漢字を用いることとする。

また、「看護婦」は、2002（平成14）年3月施行の保健師助産師看護師法により「看護婦（士）」がすべて「看護師」に名称変更された。しかし、ここでは、「看護婦」「看病人」などの記載当時の名称を用いる。

研究目的

医制発布後制度化され、看護婦養成が開始された中でいかに看護技術教育として口腔衛生に関する教育がなされたかを明らかにするために、明治期に出版された史料を基に考察を進め、明治期の看護技術教育における口腔衛生教育の内容を明らかにする。

研究方法

歴史資料、文献を主な方法として考察を進める歴史的研究方法である。

分析対象とした史料は以下のとおりである。

- 1) 看護心得⁵⁾
- 2) 普通看病學⁶⁾
- 3) 看護學教程⁷⁾
- 4) 實地看護法⁸⁾
- 5) 甲種看護教程⁹⁾

史料選定にあたっては、医制発布以後、明治期に発行され看護教育のテキストとして使用された書物であり、国立国会図書館デジタルアーカイブスにおいて公開されているものとした。

史料の使用にあたっては、著作権に留意し、原書のままの仮名遣い、フリガナを使用した。解釈にあたっては、できるだけ意味・内容を

損ねないように原書に忠実に解釈した。また、その他の文献に関しては、出典を明記した。

結 果

1) 看護心得

1877年（明治10）年に発行された「看護心得」は、原著者はアメリカ人医師であり、日本人医師によって翻訳され、看護教育のテキストとして使用された¹⁷⁾。第1章から第9章で構成されており、目次は以下のとおりである（大項目のみ）。

第一章：総論

第二章：病室専空氣の流通を適宜ニする法

第三章：病室の温度を適宜専する法

第四章：病室を清潔専する法

第五章：病室を清閑にする事

第六章：排泄物を貯ふるの法

第七章：薬物及び飲食等の用法

第八章：病室に用ふる器具の事

第九章：器物の用法

この第四章に次の記載がある。

「病室を清潔にする時ハ亦患者をして輕易く快復せしむるものなり 仮ひ適當の空氣流通専由て汚穢の大氣を新鮮の大氣と交換せしむと雖も全く之を交換せしむ留を得るもの専非ず 又時として空氣流通法を行ふ可からざることあり 故に清潔法は看護者の最も専む可き職分なり 若し不快の臭氣或は有害の瓦斯を発生する者あらば速専之を除き去るへし 殊専排泄物の如きハ直専室外専出し決して室内の空氣を汚すべからず 患者の被衾及衣服の垢つく時ハ之を更換へ必ず室内専放擲して室内を汚穢専すべからず 患者の飲食及薬用専供する諸品ハ用て後直ちに清淨専し汚穢の器皿ハ決して病室専留め置くべからず 又寒慄の患なれば冷水或ハ醋水を拭ひ或ハ時々其の口中を嗽ぎ清めしむべし 若し患者自ら之を為し能ハざれば看護者持けて之を為し可し 熱病専て口舌乾涸し且舌苔ある時専斯くの如く為れバ患者大ひに爽快を覺ゆる者なり ・・・ 後略 ・・・」

2) 普通看病学

1895（明治28）年に発行された普通看病学の目次は以下のとおりである。（大項目のみ）

看病人の心得

第一章 病室

第二章 久しく病牀にある患者の看護法

第三章 醫療的看護の通則

第四章 手術の準備及繃帶術

第五章 熱病一般の觀察及看護法

第六章 傷染病の看護法、豫防法、消毒法

第七章 神經病及び精神病の看護法

第八章 救急看護法

第九章 滋養食物論

第十章 疾病並びに健康なる小兒の看護法

附錄 人體解剖學及生理學

目次からは、口腔衛生に関する項目を見出すことはできない。また、「看護心得」のように、病室の清潔に関する章の内容に、口腔衛生に関する記載はない。

ただ、序章ともいえる「看病人の心得」の章（P4）と、第二章「久しく病牀にある患者の看護法」の「飲食を與ふるの法」（p60）、第十章の「疾病並びに健康なる小兒の看護法」（p369）において、看護師自身の口腔衛生の重要性を述べており、さらには第十章で小兒の口腔衛生について述べている。

「看護人の心得」では、「・・・前略・・・現今之の學術の證明に據れば傳染病の過半は其の毒を患者の排泄物中に有して當に濕ひたる形にて他に傳搬するのみならず、又屢々乾燥したる體傳染するが故に室内に於ては塵埃となり病牀及び衣服に附着し遂に皮膚、粘膜及び大小の創面等より體中に侵入す。此故に看護婦なるもの患者の身體に觸れたる時は直に其手を清潔に洗ひ且つ常にしばしば入浴して其襯衣を代へ毫も垢及汗の痕跡を止めず、又爪、口齒、耳及び毛髮を極て清潔に保つ可し。すべて清潔を好まざるものは看護婦の職に適せざる者と心得べし。」と著している。

第二章「久しく病牀にある患者の看護法」（p60）「飲食を與ふるの法」においては、「食後は直に口を漱がし能ふ可んば楊枝をつか

わしむることを忘る可らず。又麺麯の屑片等
寐具の間に陥り居らざるやを検すべし。」と著
している。

第十章「疾病竝に健康なる小兒の看護法」
では、「口腔の疾患」(p369)として項目立て
ている。内容は以下のとおりである。「口腔の
病は清潔法の怠慢及び消化の障害より起こ
るものにして此際口腔を柔に洗拭するは要用
の件なり、之れには清潔なる水又は硼酸水に
浸したる布片を指に巻きて行ふを最も可なり
とす。此の故に口腔を清潔にするは一日も缺
くべからざる所なり。然らざれば僅かの煩勞
に比し却て大なる損害を與ふるものなり。毎
食後は常に含嗽すべし。然れば黴菌の栄養物
を口腔より胃中に送り導かざるのみならず口
腔内に於ける好適なる培養田即ち食物の残片
を除去するを得べし。

以上は既に罹病せる場合なるが健康なる
哺乳兒に對しては毎日一二回口腔の洗拭を行
ふべし。」

3) 看護学教程

日本赤十字社看護婦養成のための教科書で
ある本書の目次は以下のとおりである（大項
目のみ）。

序論

- 第一編 日本赤十字社主旨及組織
- 第二編 解剖学及生理學大意
- 第三編 看護法
- 第四編 治療介輔
- 第五編 手術介輔
- 第六編 繃帶法
- 第七編 外科器械
- 第八編 救急處置
- 第九編 患者運搬法
- 第十章 衛生法大意

目次を概観しただけでは、口腔衛生に関する
項目は見当たらない。しかし、第3編「看
護法」の中、「患者身體清潔法」p112に

「二. 患者ノ身體ヲ清潔ニスルニハ治療上最
モ繁要ノニシテ輕病者ニアリテハ日々自ラ
顔面及ヒ手指ヲ洗ヒ髪ヲ梳リ口中ヲ漱カシ

ムヘシ。重病者ニシテ自ラ之ヲ為シ能ハサル
者ニアリテハ看護者ハ之ヲ扶ヶテ洗面場ニ誘
ヒ或ハ病室内ニ於テ之ヲ行ハシムヘシ。又患者
ノロ内ヲ清潔ニスルニハ手指ニ濕ヒタル布
片ヲ纏ヒ口内ヲ摩拭スヘシ。」とある。

4) 實地看護法

これまでの書籍は、全て医師によって書か
れたものであるが、「實地看護法」は看護婦大
關和による著書である。医師による校閲を受
け出版に至っている。

目次を概観すると、以下の内容で構成され
ている。（大項目のみ）

- 第一編 看護法
- 第二編 傳染病
- 第三編 普通内科病
- 附錄 急救法

以上、4項目で構成されているが、第一編
「看護法」の内容は、看護婦の資格、心得か
ら始まり、環境調整、清潔、罨法、注射法、
排便介助など多岐にわたる。その第廿八 洗
滌並に注射法の二項に口内洗滌が項目として
書かれている。そのほかにも口腔衛生に関する
記載が見られる。

第一編 第七 病室の清潔法十九、二十の
項目に次の記載がある。

「一. 口中はいか程重病人にても毎朝歯磨を
用ひてよく含嗽し、食事薬用時は必ず前後二
回づつ含嗽するを法と致します。口内を不潔
にする時は胃病其他種々の疾を起すことがあります。

一. 若し重症にして自由の叶はざる病人な
らば、薄木綿を指にからんで硼酸水又は希薄
なるアルコール水に浸し拭ひ、又は口内洗滌を
致します。特に熱性病患者などは、つとめて
口内を清潔に致さねば耳下腺或は頸下腺炎等
を起こす恐れがあります。」

さらに、同じく第一編 第七で二十三の項
目（最後の項目）に

「一. 黴菌は健康なる人には存せざるも、熱
氣ある人又は肺病患者等には必ずおるものと
做さねばなりません。而して悪臭ある人、口

中の悪しき匂ひある人等、凡て悪臭ある所には存在するとの説ですから、殺菌の方法必用であります。」

第一編 看護法 第十七 食物用法の項においては以下の記載がある。

「(6) 服薬時と同しく、食事の前後は必ず含嗽いたさねばなりません。口中乾燥し或は膠着せし時は酒精を薄め布に浸して口中を湿します。また、自由に含嗽の出来兼る場合には口中洗滌を施します。凡て口中を清潔にして置ませは味神經の働きを良くし食物の味を出すものであります。」と著している。また第廿八 (2) 口内洗滌法は、目次建てている項目で2ページにわたって記載している。

「一. 口内洗滌法は口中種々の病症によるものでありますから、一様には参りませんが、身體丈夫にて自由の叶ふ病人でありますならば、醫師の命ずる薬液を仕度し灌水桶に入れ高所に掛け、患者を其前に坐らせ排水用金盥を前に置き患者を俯屈させ口を十分に開かせ、洗滌するを良しといたします。洗滌終わりて後口内に薬を塗敷する者もまた含嗽剤を與へらるるものもあります。

腸窒扶斯又は猩紅熱等の患者にして、往々口中を痛めるものがありますが、斯様の患者の口内を洗滌するときは、患者を少しく横になし、枕を後方に引き頸部に油紙又は熱き布を敷き、其上に膿盆を當て患者の頭を傾け、水の洩れざる様になし、イルリガタールを高き處にかけ、又は他人に持せ、看病婦は右の手にて嘴管を探り、左の示指を口中に挿入し、静かに洗滌するが法でございます。大病人にして含嗽出來兼ねる場合にも、此法をいたしますと大に爽快に感ずるものであります。一洗滌液に用ゆる薬は種々ありますが主に、硼酸水、鹽剥水、食鹽水等の稀薄なる物を用ひます。

臭氣ある時は過満亜酸加里水、出血ある時は單寧水等を用ゆることもありますが何れも醫師の命によりますから、唯看病婦のつとむる處は、患者に苦痛を與へざる様手軟かく且つ手快するのが肝要であります。薬液洗滌の

後は必ず含嗽させるを最良といたします。」

第二編 傳染病 第四十六
腸窒扶斯兆候并に看護法 腸窒扶斯看護法(7)
において、「口内炎を起こせし患者には、含嗽數回又は口内洗滌を施し、醫師に乞ふて塗敷薬を與へます。」と記載している。

5) 甲種看護教程

1910(明治43)年に発行され、「看護學教程」と同様に日本赤十字看護婦養成のために書かれた教科書である。

目次は以下のとおりである。(大項目のみ)
上巻

第一編 修身の要領

第二編 赤十字事業ノ要領

第三編 陸海軍ノ制規及衛生勤務ノ要領

第四編 人體ノ構造及其ノ作用

第五編 繡帶

下巻

第六編 看護

第七編 治療の介輔

第八編 手術の介輔

第九編 消毒

第十編 按摩

第十一編 傳染病其ノ他ノ疾病

第十二編 醫療器械

第十三編 外傷

第十四編 救急

第十五編 衛生

第十六編 薬物及調剤

第十七編 患者ノ運搬

このうち上巻には口腔衛生に関する記載は全く見られない。下巻においては、第一章、一般の看護、第九、患者の清潔の一部に以下の通りの記載がある。

「・・・前略・・・患者中經症ノ者ニアリテハ毎朝自ラ顔及手ヲ洗ヒ歯ヲ磨キ口ヲ漱^{そそ}カシムヘシ。重症者ニアリテハ看護者之ヲ扶^{たす}け^て行ハシムヘシ。・・・後略・・・」

また、第四章「注射及び注入」第十三章「含漱」の項目では、以下の記載がある。

「含漱トハ常水若ハ薬液ヲ含ミテ齒齦、舌、

口蓋、咽頭等ヲ洗フコトニシテ消毒、収斂若ハ單ニ清潔等ノ目的ニテ行フモノナリ。含漱セシムルニハ患者ヲシテ含漱薬ノ適量ヲ含マシメ少シク頭首ヲ仰ムケ呼氣ヲ營マシムヘシ。然ルトキハ藥液口腔内ニテ振り動カサレ充分其ノ目的ヲ達スルコトヲ得而シテ其ノ藥液ヲ出サシメ更ニ三四回^{かい}反復セシムヘシ。人事不省ニ陥リシモノ等ニアリテハ此ノ法ヲ行フコト能ハス故ニ水或ハ含漱剤ヲ綿紗ニ浸シテ口腔内ヲ拭フヘシ。」

また、第十一編傳染病及其ノ他ノ疾病 第五章一般ニ多キ其ノ他ノ疾病 第五歯痛では、「歯痛ハ齲歯及歯根膜炎ニヨル

齲歯ハ齒ノ保存法ヲ誤ルニヨリテ起ルコト多シ硬キ物ヲ咬ミ熱キ物ト冷ナル物トヲ交互ニ飲食シ食渣ヲ口中ニ滯積セシムル等是レナリ歯ヲ清メサルモノハ縱令齲歯ニナラサルモ歯石生シテ歯根弛ム。故ニ起床時ニハ楊枝ヲ使ヒ食後ニハ漱クヘシ。齲歯ハ充積スルヲ要ス。齲蝕歯根膜ニ及ヘハ頬腫レ歯齦内ニ膿ヲ釀ス。膿外ニ破レ出ツルトキハ歯瘻ヲナス。

歯痛ニハ微懶等又ハ微懶^{しょくあんすい}食鹽水或ハ微懶硼酸水ニテ漱カシメ又綿花ニテ頬ヲ包ムヘシ。其ノ他ノ處置ハ醫員之ヲ行フ。」と記載している。

考 察

近代的な衛生教育が開始されたのは 1874 (明治 7) 年に医制が交付されたことに始まる。医制は医師法と医療制度の根幹を成すものであり、これ以降、医学教育は教育体制が整えられ近代化が進んでいく。一方、伝承的に伝えられてきた看護の技は、まず産婆から資格と教育が義務付けられ本格的に教育が開始された。看護婦教育は、1887 (明治 20) 年前後にわが国最初の看護学校が設立されその専門教育が本格化したといわれる¹⁰⁾。

医学教育は 1871 (明治 4) 年にドイツ医学が採用され、ドイツ人医師を教師として招いたことにより、使用されるテキストもドイツ人医師の手によるものが多かった。産婆、看護婦教育においても当時の教科書は国内外の

医師の手によるもので占められていた。

「看護心得」は、1877 (明治 10) 年 5 月に出版された。樋野 (2008) は、この時期は家族による看護から系統的看護教育を受けた看護婦による看護への移行期で、この書は日本人医師が看護を医療の一分野として認識していたという点で重要な意味を持つと述べている¹¹⁾。

しかし、当時の時代背景として、1877 (明治 10) 年ころから流行し始めた虎列刺 (コレラ) は 1879 (明治 12) 年には患者数 16 万人、死者 10 万人以上と明治期最大の流行となつた¹²⁾。これを契機に「虎列刺 (コレラ) 病予防規則」を制定、1880 (明治 13) 年には「伝染病予防規則」の制定に至った¹²⁾。つまり、この時期は急性感染症が大きな問題となっていた時期であり、「實地看護法」と「甲種看護教程」にその傾向を見ることができる。

「實地看護法」では、どんなに重病人であろうと、毎朝、食事前後の歯磨きを勧めている。そして口の中を不潔にすることは胃やそのほかの病気を引き起こすと、現代にも通じる内容を述べている。もし重症で自由の利かない人であれば、硼酸水やアルコールに浸した木綿で洗浄する。口内が清潔に保たれないときは耳下腺炎や頸下腺炎を引き起こす可能性があるとしている。また、食事前後の含嗽の大切さ、含嗽をすることによって味覚神経の働きを助け、食物の味にも関係してくると述べている。現代では、口腔の健康が全身の健康に影響を及ぼすことは周知の事実であるが、この時代からすでに、その概念は確立されていたことになる。また、腸チフスの口内炎を起こした際の口腔ケアについては、患者の頭を少し傾けてイリゲーターを用いて看護師は右手に嘴管を持ち左手示指を患者の口の中に入れて洗浄する、また、悪臭のある所には黴菌が存在すると述べている。さらに、医師の処方する薬液を灌水桶に入れ高所に掛けて、患者を排水用の盥の前に座らせてうつぶせにし、口を開けさせて洗う方法が良いと、口腔内洗浄の方法まで述べている。

「甲種看護教程」においては、中症・軽症の患者は自分で顔・手を洗い、口を漱がせる。重症者は看護者が手伝って行うこととなる。ここでは、含嗽の実施方法について記載されており、含嗽の定義として水か薬液を用いて歯齦、舌、口蓋及び咽頭を消毒又は清潔の目的で行うものとしている。その方法については、少し薬液を口に含んで、頭を仰向けにし、口腔内でその薬液を動かし吐き出すことを3～4回繰り返すと記載している。自ら出来ない者は、含嗽剤を綿に浸して口腔内を清拭することをすすめている。また、ここでは歯痛の原因を虫歯や歯根膜炎であるとして、伝染病の項目に記載があることは興味深い。さらに虫歯や歯根膜炎は熱い物と冷たい物を交互に飲んだ時や口の中に食物残渣が残っているときに起こるとその原因について述べている。現代では、歯根膜炎は感染によるものと感染以外で起こるものがあるといわれているが、いずれにしても口の中をきれいにしなかったら、たとえ虫歯にならなくても歯石が生じて

歯根が緩む。ゆえに、起床時は楊枝を使い、又食後には含嗽を行うこととして、口腔内の清潔保持の重要性について述べている。ここで、初めて口腔ケアの必要性を、具体的なケアの方法を示しながら述べていることになる。この「甲種看護教程」は、日本赤十字社が発行した、赤十字看護婦養成のための教科書であるが、その内容は資格をもって働く看護婦をも対象にしているということは、臨床における口腔ケアの重要性を示しているといえる。

「普通看病學」は、ドイツ人、ビルロートが著したものであるが、現地での出版から、日本で翻訳書が出版されるまでに10年近い年月を要している。日本において出版される時、ビルロートは京都看病婦学校¹³⁾の教員となっていたことから、佐伯理一郎とともに日本の情勢に合わせた翻訳が可能であったと推察できる。

京都看病婦学校の看護技術教育は、表1に示すとおりである。これまでに示してきた各書籍の目次と大きな差は見られない。

(表1)
京都看病婦学校における「看病法」授業内容

学年	時期	内容
1学年	1学期	ベッドメイキングとリネン交換法、褥瘡の予防と手当と体位の工夫、からだの清潔法
	2学期	包帯法、温湿布・ハップ・発泡膏、吸角法とヒルの使用法、ガーゼ交換法、マッサージについて
	3学期	体温・脈拍・呼吸の測定と記載法、換気法、浣腸法、カテーテルの使用法、与薬法
2学年	1学期	死後の処置、毒物と解毒剤について、患者の観察法、医師一看病婦関係、患者一看病婦関係について
	2学期	病人食、発熱時の看護、分娩と分婏前後の看護、新生児の世話、婦人科疾患の看護、小児疾患の看護、病室の管理について
	3学期	電気器具の使用法、止血法、救急法、外科看護、防腐剤・消毒薬の使用法、心疾患と肺疾患の看護、神経疾患の看護、眼科・耳鼻科疾患の看護

依田和美：京都看病婦学校で開始された看護教育の概要、大阪府立看護大学医療技術短期大学部紀要、Vol19. p69-76, 2003より

本書の「看護人の心得」の中で、看護師自身が清潔を保たなければならないとしている。その中に口腔の清潔も含まれ、それが看護する者としての心得であると述べ、看護者の立

場での口腔衛生の重要性を述べている。しかし、その方法は明確に記載されておらず、患者をケアする技術としてはまだ受け止められていない。

「看護心得」は「普通看病學」より 10 年も前に発行されているにもかかわらず、患者ケアの一項目として書かれている。「病室が汚染されていて空気が汚い時、時々はうがいをすること。もし患者が自分でできないときは、看護者は援助しなければならない。熱があつて、口の中が乾燥しているときや舌苔がある時に行えば患者は爽快感を覚える。」とあり、病室の換気が悪く排泄物・ガスなどの臭気が漂っている時を示し、排泄物や飲食物の皿などは病室内に放置してはならないと、病室の環境と口腔衛生の関連について述べている。又、患者が自ら実施できないときは、看護師が援助しなければならないと看護援助としての口腔衛生の重要性について述べている。発熱時や舌苔がある時と症状と関連して述べ、また、病室が汚染されている時に行うようにとやや具体的に記載しているものの、「實地看護法」や「甲種看護教程」のように詳細に述べてはいない。

「普通看病學」では、食後のうがいを勧め、それができなければ楊枝の使用を忘れてはならないと書いている。アメリカ医師会によると、歯ブラシは、1498 年に中国の皇帝が豚毛を骨の柄に植え付けたものを使用したのがその始まりだという¹⁴⁾。17 世紀ころからヨーロッパでの使用が認められているものの、日本では 1903 (大正 3) 年に現在のライオンが発売したのが始まりという¹⁴⁾。つまり、この頃には、まだ歯ブラシはなく、うがい又は爪楊枝で歯に挟まった食物のカスを取り除くといったことをケアの一環としていたと推察される。また、口腔の病気は、清潔に対する怠慢だといい、水又は硼酸水で拭いて常に清潔にするようにと記し、食物のカスや残渣が残らないようにすることが大事だと書いている。小児では、健康な児は、毎日 1~2 回口腔清拭を行うことのみ記載があり、その詳細は記していない。

「普通看病學」の 1 年後に発行された「看護学教程」では、1 行程度で、濡らした布で口中を清拭するとだけ記載されている。この書物

は日本赤十字社の看護婦養成のために発行されたもので、のちの「甲種看護教程」につながっていくものの、基本的な内容であるにもかかわらず、口腔の清潔を保つことは記載がない。

明治期における主要な看護テキストを概観しても、口腔衛生に関する記述は少ない。しかし、当時の社会情勢を考慮し、それを背景として口腔衛生の重要性を述べている。さらに、看護教育が開始された直後であるにもかかわらず、口腔衛生の重要性やその方法論まで述べていることを考えると、近年はあらゆる視点から、口腔衛生の重要性が叫ばれており、看護技術教育としても十分に発展させていく必要がある。

結語

明治期の書かれた看護教育に関する教科書から口腔衛生に関する部分を抜き出してみると、当時は感染症の流行期であり、室内環境とともに記載されていた。又、口腔内の清潔が全身の健康に影響するという現代の考え方と同じであり、その方法も現代に通じるものが多くなった。看護技術としての口腔衛生に関する技術・方法は社会的要因を含みながら徐々に発展してきたことが伺え、近代の看護技術教育への示唆を与えているものと考えられる。

なお、本論文内容に関連する利益相反事項はない。

引用文献および註

1. 長崎県歯科医師会 / 長崎歯科博物館
(<http://www.nda.or.jp/study/history/>)
2017. 11. 27
2. 鈴木紀子:看護技術としての「口腔清潔」の歴史. 日本医史学会 関西支部 『醫譚』復刊 第104号, 通巻121号. 2016
3. 平野重誠: 1790-1867、武士出身。平野重誠は、医師の父を持ち、本人も当時の医学教育の最高峰といわれる江戸医学館に学んだ。しかし、平野は官職には就かず町医者となって庶民の診療に当たったとされる。1832(天保3)年、日本で最初の看護書といわれる病家須知を著した。21世紀フォーラム
(<http://www.nikkeibp.co.jp/article/gdn/column/005/200903/509659/>) 2017. 11. 25
4. 歯科医学の歴史と進歩
(<https://www.jda.or.jp/park/history/index11.html>) 2017. 11. 24
5. 看護心得: 医師太田雄寧訳纂の翻訳看護書で、1877(明治10)年5月12日に出版された。原著はロバート・E・グリフィス(Robert Eglesfeld Griffith 1798-1850)の「一般処方集(A Universal Formulary)」第3版であると樋野は述べている。樋野恵子:明治期における医療の一分野としての看護—医師太田雄寧訳纂『看護心得』の原著解明と比較検討, 日本医史学雑誌第54巻第4号, 373-386. 2008 また、国立国会図書館デジタルアーカイブスに所蔵されており、コレクションから翻訳書全文を見ることができる。
6. 普通看病學: 日本語訳翻訳者佐伯理一郎により翻訳されたこの本の原著者はビルローである。ドイツ生まれのビルロー(Christian Albert Theodor Billroth 1829-1894)は、1881(明治14)年に「病人看護学(Die KrankenPflege im Haus und Hospital-Ein Handbuch für Familien und Krankenpflegerinnen von Dr. Billroth)」を出版し、各国語に翻訳されている。佐伯理一郎は医師であり、京都看病婦学校の教師であった。1895(明治28)年に全2冊と
- して出版した。平尾真智子:明治28年に翻訳出版されたビルローの看護書について、日本医史学雑誌第54巻1号, p76-77. 2008 また、国立国会図書館デジタルアーカイブスに所蔵されており、コレクションから全文を見ることができる。
7. 看護學教程: 日本赤十字社は救護看護師養成のため、1886(明治19)年に博愛社病院を設立した。1889(明治22)年に「日本赤十字社看護婦養成規則」を制定し、1890(明治23)年よりお要請を開始した。又、それに伴い1895(明治28)年から看護婦養成のための教科書編纂を開始し、1896(明治29)年6月に「看護學教程」を刊行した。
日本赤十字社ホームページ
(<http://www.jrc.or.jp/activity/nurse/history/>) 2017. 11. 22
凡例に「一、此書ハ本社看護婦生徒養成ノ資二充ツル所ニシテ固ヨリ深遠精細ノ學理ヲ講スルヲ要セス専ラ實地應用ヲ主トナス故ニ頗ル詳細ナル條項アリ或ハ稍ク粗ナル者アリ・・・以下略」とあり、看護學教程が日本赤十字社養成の看護学生のために書かれたものであることが明らかである。また、国立国会図書館デジタルアーカイブスに所蔵されており、コレクションから全文を見ることができる。
8. 實地看護法: 1908(明治41)年に刊行された大関和の著書である。わが国最古の看護教本といわれている。藤原は、「この本は、20世紀を控えて日本に根付いた近代的看護の具体的あり方や技術を示すばかりでなく、ある意味で崩壊が危ぶまれる現代医療の中で、患者不在の看護に心を痛める多くの良心的な看護婦に一つの手がかりを与えるものもある」と述べている。藤原宰江:『實地看護法』と大関 和, 岡山県立短期大学紀要, 33巻2号, p 111-123. 1990 また、『實地看護法』は、国立国会図書館デジタルアーカイブスに所蔵されており、コレクションから全文を見る

ことができる。

9. 甲種看護教程：日本赤十字発行所によって、上巻は 1911（明治 44）年、下巻は 1912（大正元）年に発行された。この書にも、看護學教程と同じく、凡例一、において日本赤十字社救護看護婦養成用の教科書であることが明記されている。甲種看護教程は上下巻に分かれており、上巻は日本赤十字事業や修身についての記載から始まり、約 143 ページにわたり、平時の勤務、戦時の勤務及び救護員としての資格や服装について書かれている。144 ページからは、人体の構造と機能及び繊帶法についての記載である。下巻が一般の看護及び各症例別看護と治療の介輔なっている。看護學教程との大きな違いは、凡例二、に記載されているように「書中、四號活字ヲ以テ掲載セル事項ハ、救護看護婦生徒ニ教授スベキモノ、五號活字ヲ以テ掲載セル事項ハ、進度ニ應シテ、敷衍教授スベキ参考ニ供シ、且救護看護婦長候補生ノ教授資料トス」と看護学生のみならず、部分によつては看護婦長候補者をも対象としていることを明記している。国立国会図書館デジタルアーカイブスに所蔵されており、コレクションから全文を見ることができる。

10. 山根節子：近代日本における看護婦養成の変遷と現代への示唆—明治元（1868）年～終戦（1945）年—, 広島文化学園大学紀要, 7巻1号, 48-59. 2005

11. 桶野恵子：明治期における医療の一分野としての看護—医師太田雄寧訳纂『看護心得』の原著解説と比較検討—, 日本医史学雑誌, 第 54巻第 4号, P373-386. 2008

12. 我が国における健康をめぐる施策の変遷、厚生労働白書 平成 26 年度版 p4

13. 京都看病婦学校：1886（明治 19）年 9 月設立された。わが国で二番目に創設された看護学校である。依田は、アメリカではじめて近代的看護教育を受けたリンダ・リチャーズを初代校長に迎え、キリスト教による德育教育を基盤とした看護に関する知育教育であったと述べている。

1987（明治 30）年には同支社から財政的に独立して医師佐伯理一郎の管理にゆだねられた。さらに、明治 39 年には施設を同志社に変換して京都看病婦学校は佐伯理一郎の個人病院内に移され、昭和 26 年に看護教育の歴史を終えたという。依田和美：京都看病婦学校で開始された看護教育の概要, 大阪府立看護大学医療技術短期大学部紀要, Vol. 9, p69-76. 2003

14. 歯ブラシ博物館

（<http://www.haburashi.org/110haburashi/toothbrush003.html>） 2017. 11. 22

Nursing Education of Oral Health in Meiji Era

Kyoko Kajihara

Fukuoka Nursing College, Faculty of Nursing, Department of Nursing, Division of Support Nursing

Key Words Education of Nursing Technology, Oral Hygiene, Oral Health Care, Meiji Era

The oral health care in the nursing education was developed as one item in the everyday life care. There are few books which written about the oral health care as the nursing technique in the Meiji Era. The tooth brushing itself is said that it began from the ancient times, but I cannot see the thing which wrote it as a nursing technique in the nursing textbook. I clarified how oral health care was done in taking a part as nursing technique in the nursing education. I used as the historical documents at this time the book of ① Kango-Kokoroe (看護心得) ② Futsu-Kanbyougaku (普通看病學) ③Kangogaku-Kyoutei (看護學教程) ④Jicchi-Kangohou (實地看護法) ⑤Koushu-Kangokyoutei(甲種看護教程) which were written in the Meiji era.

In 1885, the systematic nursing education was started in Japan. Almost all these historical documents were written by the medical doctor after the 1895. In addition, the nursing technology has developed with such a social background at the time when acute infection such as cholera in particular, the typhoid fever was raging for the Meiji era. The oral health care adopted to a nursing textbook at this time had described as environment in the sickrooms. In 1910, oral health care such as a gargle and tooth brushing after a meal was described in the book for the first time.